

浜頓別町立学校通学区域規則

昭和61年6月11日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第2項の規定に基づき、就学予定者が就学すべき浜頓別町立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 浜頓別町立学校通学区域を次のとおり定める。

学 校 名	通 学 区 域
浜頓別小学校	浜頓別町中央・大通・北・南・日の出・緑ヶ丘・旭ヶ丘・クツチャロ湖畔・智福・浜頓別町字戸出・安別・共和・山軽・金ヶ丘・楓・仁達内・ポン仁達内
頓別小学校	浜頓別町字頓別
豊寒別小学校	浜頓別町字豊寒別
斜内小学校	浜頓別町字斜内
下頓別小学校	浜頓別町字下頓別・高砂・宇津内・茂宇津内
宇曾丹小学校	浜頓別町字宇曾丹・常盤
浜頓別中学校	浜頓別町中央・大通・北・南・日の出・緑ヶ丘・旭ヶ丘・クツチャロ湖畔・智福・浜頓別町字戸出・安別・共和・山軽・金ヶ丘・楓・仁達内・ポン仁達内・頓別・斜内・豊寒別
下頓別中学校	浜頓別町字下頓別・高砂・宇津内・茂宇津内・宇曾丹・常盤

(通学すべき学校の指定)

第3条 児童又は生徒の入学すべき学校は、該当児童又は生徒の保護者(親権者又は後見人をいう。以下同じ。)の住所の所属する通学区域内の学校とする。ただし、浜頓別町教育委員会(以下「委員会」という。)が正当な理由があると認めるときは、他の通学区域の学校とすることができる。

(区域外通学許可の手續)

第4条 前条のただし書きの規定により児童又は生徒を通学区域外の学校に通学の指定を受けようとする保護者は、事務取扱要領に定める書類を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成14年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年12月2日から適用する。

附則(平成21年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年 4月 1日から適用する。

浜頓別町就学学校指定変更事務取扱要領

1. 事務取扱要領の設定目的

この要領は、浜頓別町立学校通学区域規則第2条ただし書き（通学区域外校の指定）及び学校教育法施行令第8条（就学学校の指定変更）、第9条（区域外就学等）の規定に基づく通学区域外の許可基準及び取り扱いを定めることを目的とする。

また、この要領の運用に際しては、保護者の意向を十分配慮しつつ、児童生徒の具体的に則した対応を行うものとする。

2. 就学学校指定変更の許可基準及び取り扱いについて

学校教育法施行令第8条の相当と認める場合の具体的な基準例として、「別紙資料1」（就学の変更許可基準表）を参照のこと。この場合、入学指定変更及び校区外就学申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。教育委員会は申請について審査し、許可基準のいずれかに該当し、かつ教育上適当と認められたときは、許可を決定し通知するものとする。

3. 区域外就学に係る許可及び取り扱いについて

区域外就学等については、相当の理由があり、また、関係市町村教育委員会との協議及び同意を必要とするため、許可基準に適合している場合でも当該教育委員会と協議のうえ許可又は不許可を決定し、通知するものとする。「別紙資料2」を参照のこと。この場合、区域外就学申請書（別記様式第2号）を提出するものとする。

4. 用語の説明

【就学学校の指定：学校教育法施行令第5条】

児童・生徒の就学すべき学校については、児童・生徒の住所地市町村教育委員会が就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

【通学区域】

学校の指定が恣意的に行われたり、保護者に対していたずらに不公平感を与えたりすることのないよう通常各市町村であらかじめ「通学区域」を設定し、この通学区域に基づいて学校指定を行う。

【就学学校の変更：学校教育法施行令第8条】

通学区域に基づき学校に通うことになるが、現行法令では保護者の申し立てがあり、市町村教育委員会が相当と認めるときは、同一市町村内の他の学校に変更することができる。

【区域外就学：学校教育法施行令第9条】

区域外就学等については、相当の理由があり、一定の手続きを経て関係機関の調整が整えば他の市町村の学校等に就学することもできる。

また、関係市町村教育委員会との協議及び同意を必要とするため、許可基準に適合している場合でも当該教育委員会との協議のうえ慎重に対処しなければならない。

別紙資料 1

就学の変更許可基準

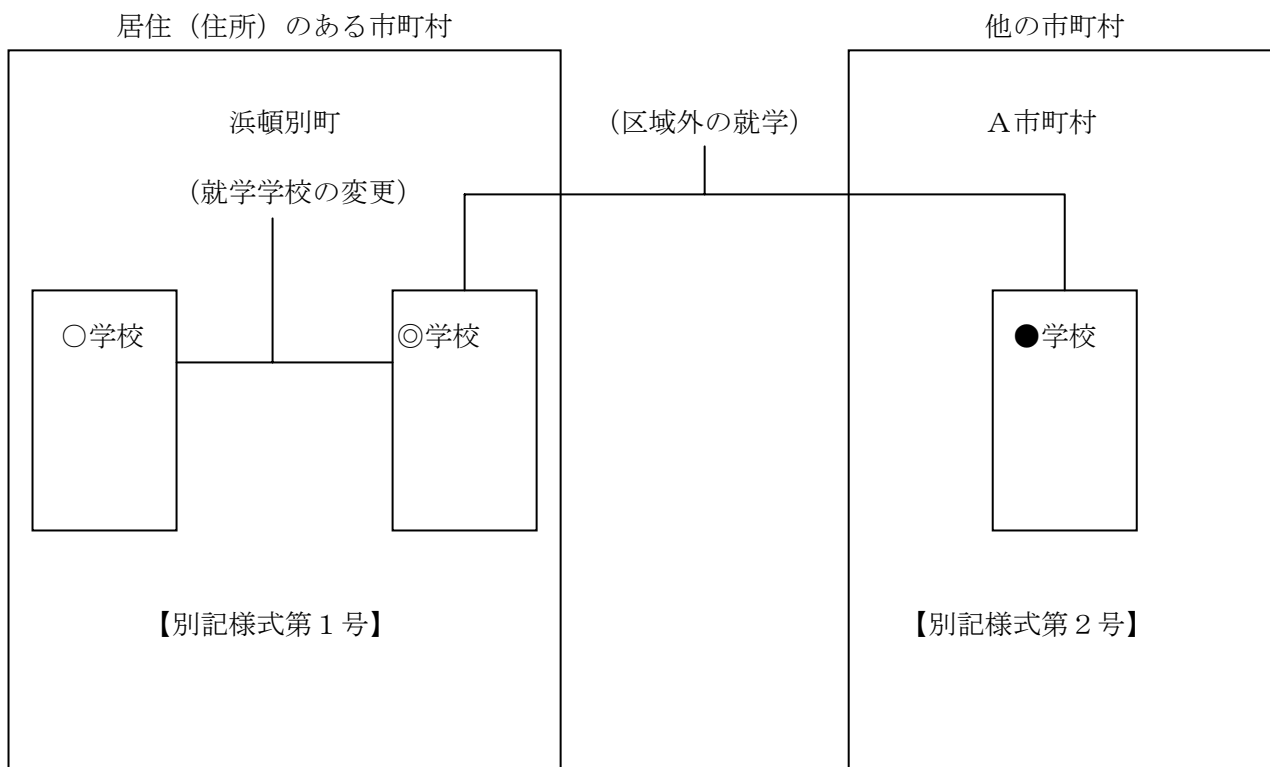
区分	許可事項	許可期限	添付書類
＜一時的理由＞	1. 学期途中で住所を他の通学区に異動したが、引き続き在籍している学校への通学を希望する場合	原則として当該学期末までの期間とする。	学校長の意見書
	2. 異動することが決まっていて学年始・学期始めから移転先の学校に通学する場合	学年始業日または学期始業日から異動日までの期間とする。	異動理由を確認できる書類 学校長の意見書
	3. 小学校6年・中学校3年で、学年途中で住所を他の通学区に異動したが、引き続き在籍している学校への通学を希望する場合	原則として各学期末までとするが、やむを得ない場合卒業までの期間とする。	学校長の意見書
	4. 住宅の新築、増改築により一時的に異動する場合	新築、増改築前の異動日から移転までの期間とする。	建築契約書の写し 学校長の意見書
	5. 運動会・文化祭等の学校行事を控えている場合	異動日から当該行事終了日までの期間とする。	異動理由の確認書 学校長の意見書
＜心身的理由＞	6. 心身上の問題で特別に教育的配慮を要する場合（特別支援学級在籍）	配慮が必要と認める期間とする。	学校長の意見書
	7. いじめ、不登校等の問題による教育的配慮を要する場合	配慮が必要と認める期間とする。	学校長の意見書
	8. 児童生徒が強く転校を拒否し、新しい環境への適応が困難で不登校が心配される場合	その事情により必要と認める期間とする。	やむを得ない状況を説明できる書類 学校長の意見書
＜家族的理由＞	9. 兄弟、姉妹が上記理由で変更を許可され通学している場合	その事情により必要と認める期間とする。	やむを得ない状況を説明できる書類 学校長の意見書
	10. 小学生で、保護者が共働き等で帰宅後の保護が可能なため、保護者の勤務先校区、祖父母の居住する校区の学校に通学する場合	その事情により必要と認める期間とする。	
＜その他の理由＞	11. 上記のどれにもあてはまらないが、教育委員会及び学校がともに認めざるを得ない相当に特別な理由がある場合（例、クラブ活動等）	その事情により必要と認める期間とする。	やむを得ない状況を説明できる書類 学校長の意見書

◎ 通学上の安全等については、保護者が責任をもつこと。

※ 上記の内容は許可可能な理由であっても、必ず許可できるものでないこと。

区域外就学の承認は、保護者からの申し立てにより事情等を確認の上、やむを得ない事由と認められた場合に限る。

別紙資料 2



※ 「区域外就学」の場合には、保護者は、A市町村の教育委員会の承認をあらかじめ得た上で、承諾を証する書面を居住（住所）のある浜頓別町教育委員会に届け出る。

その際、A市町村の教育委員会は、承諾前に浜頓別町教育委員会と協議する。

入学指定変更及び校区外就学申請書

下記により浜頓別町教育委員会から通知された入学指定の変更と校区外就学の許可を申請いたします。

児童生徒氏名		続柄		生年月日	平成 年 月 日
住民登録地	浜頓別町				
現住所	浜頓別町				
入学指定校	浜頓別町立	小・中学校	第	学年	
就学希望校	浜頓別町立	小・中学校	第	学年	
就学希望期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日				
事由					

平成 年 月 日

保護者氏名

㊞

浜頓別町教育委員会

区域外就学申請書

下記により区域外（他の市町村）からの浜頓別教育委員会所管の小・中学校への就学の許可を申請いたします。

児童生徒氏名		続柄		生年月日	平成 年 月 日
住民登録地					
現住所	浜頓別町				
入学指定校	立	小・中学校	第	学年	
就学希望校	浜頓別町立	小・中学校	第	学年	
就学希望期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日				
事由					

平成 年 月 日

保護者氏名 _____ (印)

浜頓別町教育委員会